**校华界公** 

目

次

示

告

道路の供用開始総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(道路維持課)三六九(航空宇宙産業課)三六九

五百二十五

号

(金曜日)

第

和六年九月十三日

告

示

岐阜県告示第三百六十七号

三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法

令和六年九月十三日

岐阜県知恵

岐阜県知事古田

早川工業株式会社	名称
<b>六番地</b> <b>合務原市須衞町二丁目四四</b>	主たる事業所の所在地
八・二九・	指定年月日
三・三 八・	指定有効期限

岐阜県告示第三百六十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、令和六年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和六年九月十三日

岐阜県知事 古田

岐阜

県

公報

毎週

(金曜日)

令和六年九月十三日

第 号 岐 阜 県 報 令和6年9月13日 525 公 (370) 類の道 種路 国一 道般 令和六年九月十三日発行 八二 号百四 十 路 線 名 一地 先まで 市同 一地先から  $\overline{\mathbf{X}}$ 一丁目五三番 閰 発 発 行 行 ル (延 ) メ ト 長 所者 <del>字</del> 五 岐阜市薮田南二丁目一番一号 **令和** む 三 の 供用開始 期日 **- 令**示**平** ・**和・成** 季 ・ 示 宝 ・ 六 ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考 庁 県 編 集 岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三 一 岐 阜 文 芸 社